

水田活用の直接支払交付金に係る

水張り確認のための実施マニュアル <第3版>

駒ヶ根市地域農業再生協議会

はじめに

水田で対象作物を栽培し販売することで交付される「水田活用の直接支払交付金」につきまして、令和4年から8年までの5年間に水稲の作付や水張りがない水田は令和9年度から対象外とされていましたが、要綱等が改正されましたので、本マニュアルを改訂します。

以下をご確認いただき、書類の作成・提出をお願いします。

要綱改正の概要

- 令和9年度以降、水田を対象として支援する「水田活用の直接支払交付金」を、作物ごとの生産性向上等への支援に転換します。
- 見直しに伴い、令和9年以降「5年水張りの要件」は求めません。
- 1ヶ月の湛水管理（水張り）を実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は廃止となりました。
- 令和7年度または令和8年度に、「連作障害を回避する取り組み」を行った場合、水張りをしなくても交付対象とします。

※水張りを実施した水田と実施していない水田が、令和9年度以降の支援制度にどのように影響するかは、現時点では未定です。

※連作障害による収量低下が発生していないことの確認廃止は、令和4～6年に湛水管理を実施した水田についても適用されます。

第2版との変更点

- 2. ②に記載の手順で1ヶ月の湛水管理（水張り）を行い、【提出書類一覧表】に記載の書類を提出いただいたほ場は、水張り確認完了として取り扱います。このことは、令和4～6年までに水張りを行ったほ場についても適用します。
- 連作障害を回避する取組みについて、詳細を定めました。

1. 対象者

令和9年度以降の支援制度を活用する見込みの方・希望する方

2. 実施方法・提出書類

①令和5～8年度までに、対象水田について水稲作付（加工用米等を含む）を行う方

- 当該期間中に、対象ほ場にて「水稲作付」を行ってください。実施の有無は、毎年2月に提出いただく「水稲作付生産実施計画書及び営農計画書」をもって判断しますので、別途手続きは不要です。

2 令和5～8年度までに、対象水田について水張りを行わない方

・次の手順に沿って実施、書類を提出してください。

- ①当該期間中に、対象ほ場にて「1か月以上の湛水管理（水張り）」を行ってください。実施したことを証明できるよう、水張り開始初日の写真と、水張り開始から1ヶ月後以降の写真を、各1枚撮影してください。
- ②水張り完了後、【提出書類一覧表】に記載された書類を作成し、当協議会へ提出してください。

水張り確認書類の最終提出期限は、令和9年3月31日です。この期日までに1ヶ月以上の水張りを終え、関係書類を提出いただくようお願いします。

【提出書類一覧表】※フローチャートを併せてご確認ください

[1]		<水張り確認 様式1> 水張り確認ほ場一覧表	記入例に従って、対象ほ場を記載してください。 (旧様式での提出可)
[2]	上記2 該当者は全員提出	<水張り確認 様式2> 水張り確認ほ場写真記録表	記入例に従って記入のうえ、水張り写真を2枚（初日・一か月後以降）撮影し添付箇所へ添付してください。 (旧様式での提出可)

3 令和7～8年度までに、連作障害を回避する取組を行う方

・次の手順に沿って実施、書類を提出してください。

- ①以下の項目からいずれか1つの作業を実施してください。
 - ・土壌改良資材（苦土石灰等）・有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用
 - ・土壌に係る薬剤の散布
 - ・後作緑肥の作付け
 - ・病害虫抵抗性品種の作付け
 - ・作物残さのすき込み（当協議会認定取組み）

その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取り組みであると判断する取り組み

◆その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取り組みであると判断する取り組みは、個別にご相談ください。

- ②作業実施後、<連作障害回避取組確認様式>を当協議会へ提出してください。

◆<連作障害回避取組確認様式>については、次年度の水稻生産実施計画書兼営農計画書の配布書類に同封しますが、当協議会窓口および市ホームページからも取得できます。

連作障害回避取組確認書類の最終提出期限は、令和9年3月31日です。この期日までに作業終え、関係書類を提出いただくようお願いします。

3. その他

- ・国等の指針変更により、以後の確認・運用方法が変更される場合があります。
- ・提出書類の根拠となる関係帳簿・書類（栽培日誌、栽培管理記録簿、資材等の購入伝票等）につきましては、ご自身で5年間保管してください。また、当協議会が書類の提出を求めた場合には、

速やかにご提出ください。

- 最新の確認方法、提出書類の様式を、駒ヶ根市のホームページへ随時公開しますので、ダウンロードいただきご利用ください。

4. 水張り確認に関する駒ヶ根市ホームページ

- こちらのページから水張り確認様式をダウンロードいただけますので、ご利用ください。

<U R L>

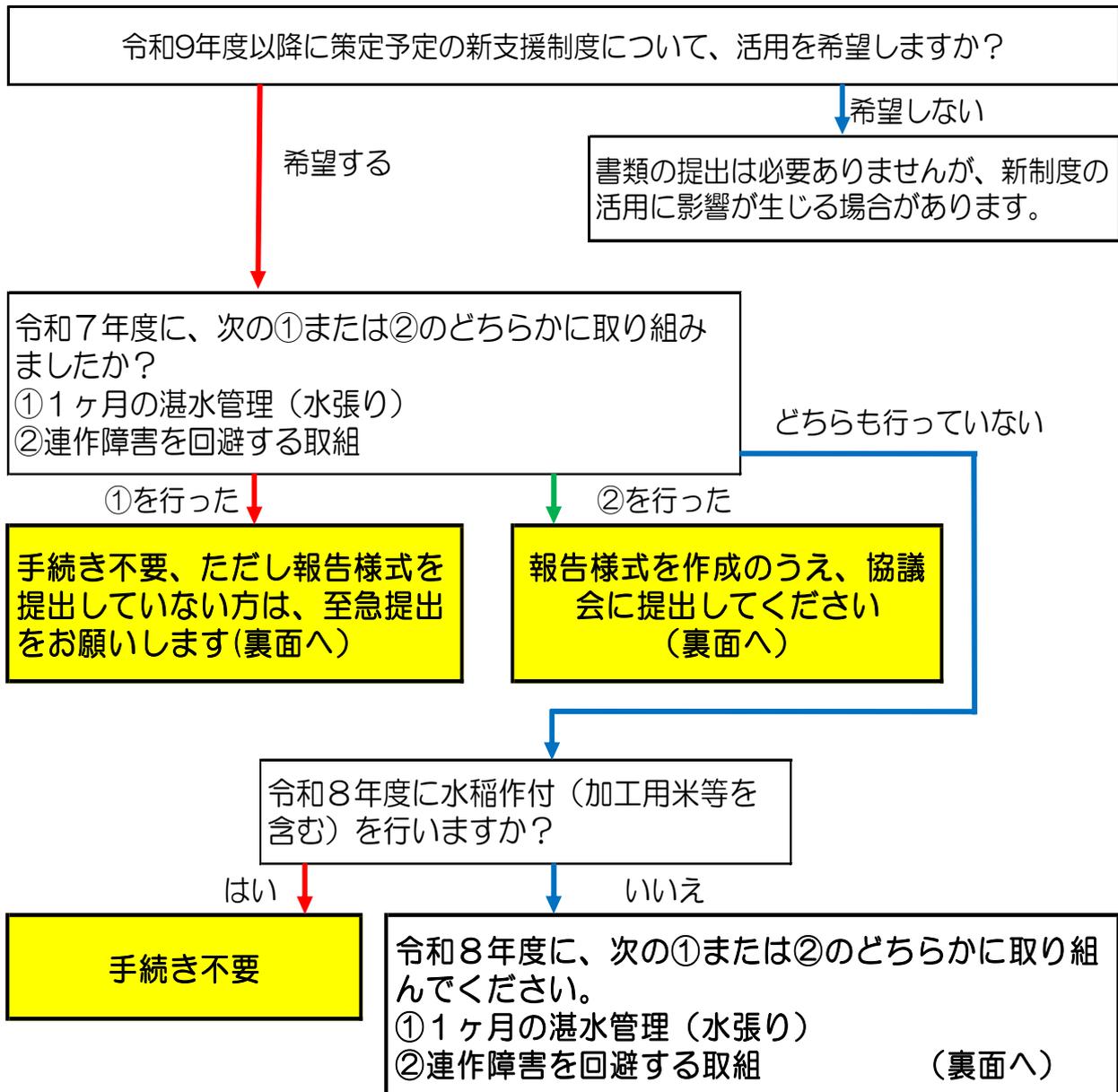
<https://www.city.komagane.nagano.jp/soshikiichiran/norinka/noseigakari/1/1/10239.html>

QRコードはこちら

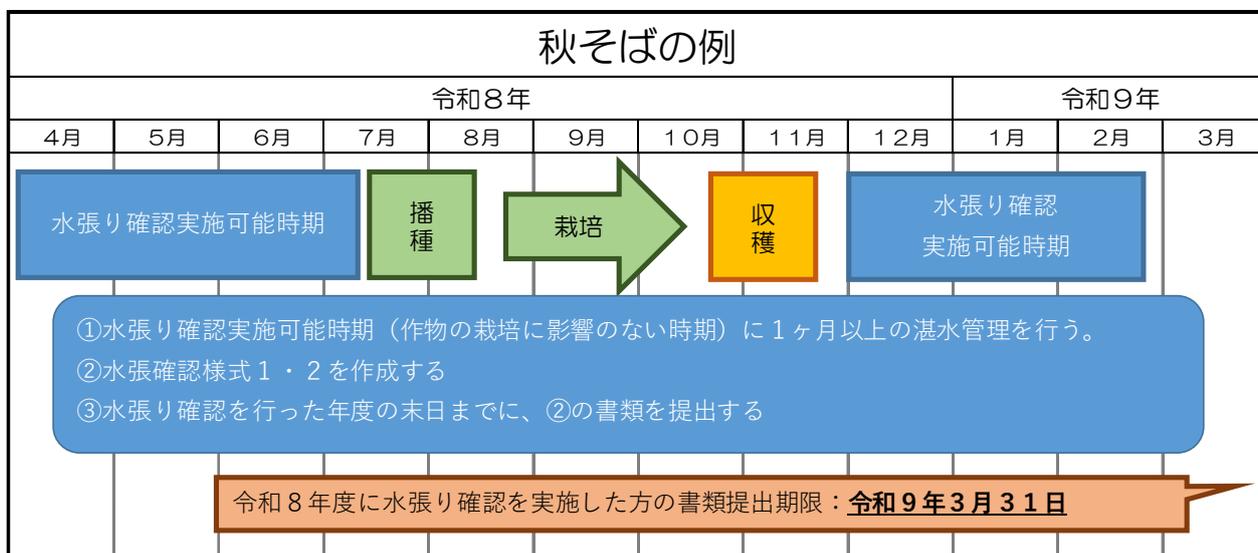
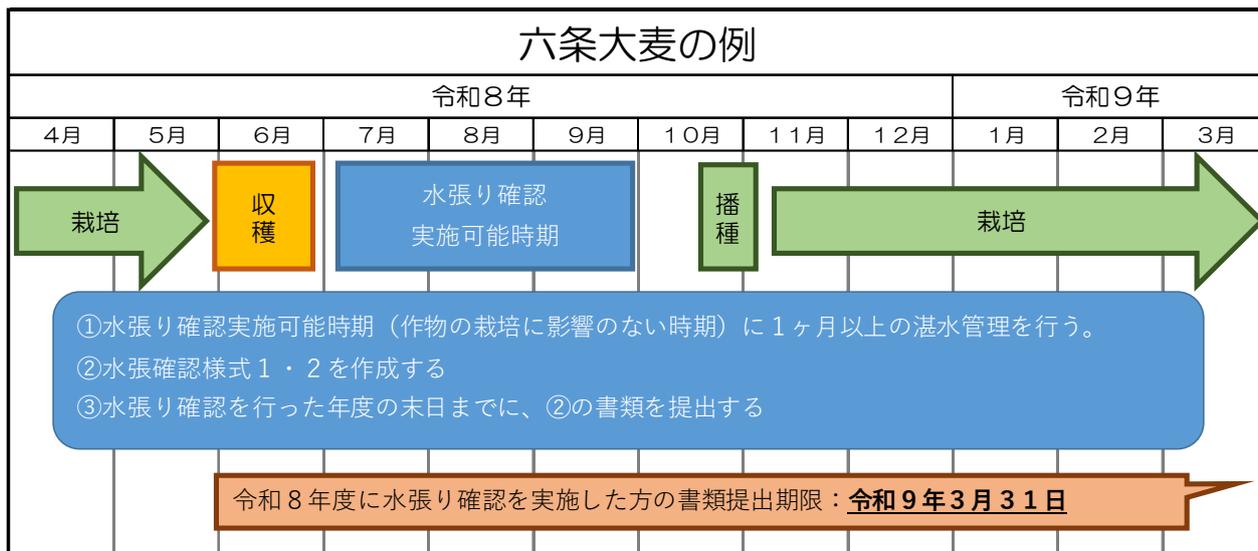


5. 水張り確認フローチャート

- 以下のフローチャートに従い、書類の作成・提出をお願いします。



6. <参考>水張り実施対象者のスケジュール例 ※令和8年度に水張りをを行う場合



令和5年9月策定
令和7年1月改正
令和8年1月改訂

＝駒ヶ根市地域農業再生協議会事務局＝

○ 駒ヶ根市役所産業部農林課農政係
〒399-4192
駒ヶ根市赤須町20番1号
TEL 0265-96-7723（直通）
Email : nosei@city.komagane.lg.jp

○ JA 上伊那営農経済部 南部営農センター
〒399-4106
駒ヶ根市東町9番2号
TEL 0265-81-1105

水張り確認ほ場一覧表

基本情報

耕作者名	
法人への加入状況	←加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載
法人加入者の方は法人名	

使用協議欄会	日付	確認者

ページ数 枚中 枚目

電話番号 - -

↑ 日中連絡のとれる番号を記載してください

- ◆水張り確認を行ったすべてのほ場について、下表に必要事項を記載してください。
- ◆下表に記載したすべてのほ場について、一筆ずつ<水張り確認様式2>を作成し、提出してください。

No.	ほ場地番	水張りの期間 (1ヶ月以上の湛水管理)	写真を撮影した日 (現地確認日)		現地確認者 氏名
			初日	1ヶ月後	
例	赤穂1234	R7.7.1 ~ R7.8.1	R7.7.1	R7.8.1	駒ヶ根 花子
1		~			
2		~			
3		~			
4		~			
5		~			
6		~			
7		~			
8		~			
9		~			
10		~			

基本情報

耕 作 者 名 赤穂 太郎
法人への加入状況 加入 ←加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載
法人加入者の方は法人名 (農)みなみわり

ほ場の情報

ほ 場 地 番 赤穂1234
一 覧 表 No. 1 ←水張り確認ほ場一覧表に記載した行からNo.を転記
水張りをを行った年度 令和 7 年度

水張り確認

水張りをした初日の写真をここへ添付してください



写真を撮影した日(現地確認日)
令和 7 年 7 月 1 日

水張りをした日から1か月後の写真をここへ添付してください



写真を撮影した日(現地確認日)
令和 7 年 8 月 1 日

水張り確認ほ場写真記録表

基本情報

耕 作 者 名 _____

法人への加入状況 _____ ←加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載

法人加入者の方は法人名 _____

ほ場の情報

ほ 場 地 番 _____

一 覧 表 No. _____ ←水張り確認ほ場一覧表に記載した行からNo.を転記

水張りをを行った年度 _____

水張り確認

水張りをした初日の写真をここへ添付してください

写真を撮影した日(現地確認日)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

水張りをした日から1か月後の写真をここへ添付してください

写真を撮影した日(現地確認日)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

連作障害を回避する取組実施一覧表

基本情報

耕作者名	
法人への加入状況	← 加入者は「加入」、未加入者は「未加入」と記載
法人加入者の方は法人名	

協議 使用 欄会	日付	確認者
----------------	----	-----

ページ数 枚中 枚目
電話番号 — —

↑ 日中連絡のとれる番号を記載してください

◆ 連作障害を回避する取組を行ったすべてのほ場について、下表に必要事項を記載してください。

◆ 次の①または②のどちらかに該当するほ場については、報告不要です。

① 水稲作付を行ったほ場 ② 1ヶ月の水張りをし、水張り確認様式を提出したほ場

◆ 取組を実施したほ場の数が多く、下表に記載しきれない場合には、用紙をコピーするなどの方法でご対応ください。

取組を行ったことが証明できる書類（栽培日誌、資材購入伝票等）については、提出不要です。ご自身で保管をお願いします。

No.	ほ場地番	作付面積(a)	取組内容(実施した取組に○)	実施年度
例	赤穂1234	100.00	有機物(堆肥・もみ殻等)施用・土壌改良資剤(苦土石灰等)施用・病虫害耐性品種作付・後付緑肥作付・残さのすき込み・その他()	7・8
1		a	有機物(堆肥・もみ殻等)施用・土壌改良資剤(苦土石灰等)施用・病虫害耐性品種作付・後付緑肥作付・残さのすき込み・その他()	7・8
2		a	有機物(堆肥・もみ殻等)施用・土壌改良資剤(苦土石灰等)施用・病虫害耐性品種作付・後付緑肥作付・残さのすき込み・その他()	7・8
3		a	有機物(堆肥・もみ殻等)施用・土壌改良資剤(苦土石灰等)施用・病虫害耐性品種作付・後付緑肥作付・残さのすき込み・その他()	7・8
4		a	有機物(堆肥・もみ殻等)施用・土壌改良資剤(苦土石灰等)施用・病虫害耐性品種作付・後付緑肥作付・残さのすき込み・その他()	7・8
5		a	有機物(堆肥・もみ殻等)施用・土壌改良資剤(苦土石灰等)施用・病虫害耐性品種作付・後付緑肥作付・残さのすき込み・その他()	7・8
6		a	有機物(堆肥・もみ殻等)施用・土壌改良資剤(苦土石灰等)施用・病虫害耐性品種作付・後付緑肥作付・残さのすき込み・その他()	7・8
7		a	有機物(堆肥・もみ殻等)施用・土壌改良資剤(苦土石灰等)施用・病虫害耐性品種作付・後付緑肥作付・残さのすき込み・その他()	7・8
8		a	有機物(堆肥・もみ殻等)施用・土壌改良資剤(苦土石灰等)施用・病虫害耐性品種作付・後付緑肥作付・残さのすき込み・その他()	7・8

水張り確認に関するQ & A

駒ヶ根市地域農業再生協議会

Q1 要綱改正前はどのようなルールになっていたのか？

A1 これまでのルールでは、令和9年度以降も水田活用の直接支払交付金を受け取るためには、令和4年度から8年度までの間に水稲作付または水張りの確認を行う必要があり、その後も5年に1回の頻度で実施し続けることと定められていました。

Q2 要綱改正によりどのようにルールが変わったのか？

A2 主に次の4点が変更となりました。

- ①令和9年度以降、水田を対象として支援する「水田活用の直接支払交付金」を、作物ごとの生産性向上等への支援に転換します。
- ②見直しに伴い、令和9年以降は「水張り確認」を求めません。
- ③令和7年度または令和8年度に、「連作障害を回避する取組」を行った場合、水張りをしなくても交付対象とします。
- ④1ヶ月の湛水管理（水張り）を実施した場合、連作障害による収量低下が発生しないこととの確認は廃止となりました。（令和4～6年に湛水管理を実施した水田にも適用）

Q3 令和8年度までに水張り確認や連作障害を回避する取組を行わなかった場合にはどうなるのか。

A3 水張りを実施した水田と実施していない水田が、令和9年度以降の支援制度にどのように影響するかは、現時点では未定です。

Q4 提出書類はどこで入手できるか。

A4 駒ヶ根市役所農林課窓口にて配布しております。また、本市ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

Q5 「水田活用の直接支払交付金」の対象作物を知りたい。

A5 次ページの「経営所得安定対策交付対象作物一覧（予定単価）」の「水田活用支払交付金」欄をご覧ください。

なお、品目や単価につきましては、マニュアル作成時点のものです。

Q6 完成した書類は、メールに添付してデータで提出してもよいか。

A6 メールに添付し、データで提出していただくことも可能です。以下のアドレスへお送りください。

〈メールアドレス〉

nosei@city.komagane.lg.jp

経営所得安定対策 交付対象作物一覧(予定単価)

収穫・出荷・販売をしていることが交付条件となります。

申請の要否	対象作物	畑作物の 直接支払交付金 (数量払い：平均 交付単価)	水田活用の直接支払交付金	
			戦略作物助成 (国単価)	産地交付金 当初配分(地域単価) 追加配分(国単価)
集落営農型法人の構 成員の場合、個人での 申請が不要なもの (個人出荷があれば、 申請が必要です)	六条大麦	5,710 円/50 kg	35,000 円/10 a	8,000 円/10 a
	小麦	5,590 円/60 kg	35,000 円/10 a	8,000 円/10 a
	二条大麦		35,000 円/10 a	12,000 円/10 a
	大豆	10,340 円/60 kg	35,000 円/10 a	8,000 円/10 a
	そば	15,930 円/45 kg		3,000 円/10 a
	WCS 用稲		80,000 円/10 a	
	加工用米		20,000 円/10 a	10,000 円/10 a
	飼料作物		35,000 円/10 a	8,000 円/10 a
	飼料作物(収穫のみ) ※種子を蒔かない		※10,000 円/10 a	8,000 円/10 a
	飼料用米・米粉用米		65,000 円/10 a	10,000 円/10 a
	新市場開拓用米			20,000 円/10 a
	新市場開拓用米(複数年契約)			10,000 円/10 a
	地力増進作物(緑肥)			20,000 円/10 a
個人での申請が必要 なもの	アスパラガス、業務用キャベツ、業務用にんじ ん、ジュース用トマト		50,000 円/10 a	
	ごま		60,000 円/10 a	
	ねぎ		40,000 円/10 a	
	ブロッコリー、とうがらし、こんにゃく		10,000 円/10 a	
	カーネーション、アルストロメリア、トルコギ キョウ、小菊、かき、くり、りんご、ぶどう(※ 果樹は、新植のみ対象)		5,000 円/10 a	

※金額につきましては、本資料作成・掲載時点のものです。また、当初配分(地域単価)は上限額になり、例年、上限額まで支給されません。

※畑作物の直接支払交付金の交付単価は、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれます。上記に記載のものは、免税事業者向けの単価です。